第

290

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 3月 9日 木曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

战職所得の計算方法

②:私は昨年の暮れ整理退職で5年勤めた会社を退職しました。退職金として250万円もらいましたが源泉税が差し引かれていました。源泉税の計算の仕方を教えてください。また、確定申告はしなければなりませんか。

A:退職所得となるものは、退職手当、退職 一時金、一時恩給、社会保険または共済の各制 度から受ける一時金等をいいます。

退職所得の計算方法は次のとおりです。

(その年の退職手当等の金額 - 退職所得控除額) ×1/2

※退職所得控除額

- ① 勤続年数20年以下 40万円×勤続年数(1年未満端数切上げ)
- ② 勤続年数20年超 800万円+ {70万円×(勤続年数-20年)} あなたの場合は

(250万円-40万円×5年)×1/2 = 25万円 が退職所得となります。

この25万円に税率10%を乗じた2万5千円が所 得税です。

退職所得に対する課税は、原則として、源泉 徴収によって納税が終了しますので、通常は確定 定申告する必要はありません。

ただし、6年分については特別減税がありますから、確定申告をすれば源泉税の20%が選付されます。

退職手当等を受給した時に「退職所得の受給 に関する申告書」を支払者に提出していないた め、20%の税率で源泉徴収された人は 確定申 告が必要です。

